

『みさと里山再生教室』を開催します

町内の里山において、所有者個人では管理しきれず、竹やササなどで荒れてしまっている状況が見受けられます。それは景観の悪化だけでなく、人の生活や生態系にも少なからず影響を与えています。

町では、そうした里山を再生し、有効に活用できる人材を育成するため、『みさと里山再生教室』を開催します。

所有する山林の管理方法がわからず困っているかた、山や自然が好きなかた、一緒に活動できる仲間をつくりたいかた、地域に貢献したいかたなど、興味のあるかたはぜひご参加ください。



- 対象者 18歳以上（高校生を除く）で、原則すべての講習に参加できるかた
- 開催日 ① 1月19日(土) ② 2月9日(土)
③ 3月2日(土) ④ 3月23日(土)
- 講習時間 午前9時～正午
- 場所 円良田農民センター
円良田地内の町有林（実習地）
- 内容
 - ①里山の役割・利活用について（座学）
 - ②雑木林、竹林の管理方法（伐採体験、自然観察）
 - ③各種きのこの栽培方法（植菌体験）
 - ④今後の活動について（座学）
- 定員 20名
- 参加費 1,000円（保険代、きのこ種駒代など）
- 講師 磯田 真 氏
（埼玉県寄居林業事務所職員
森林総合管理士）
- 持ち物 筆記用具など
（事前に通知などでお知らせします）
- 申込方法 12月10日(月)～21日(金)
午前9時から午後5時までに電話で申込み（定員になり次第締切）
※土・日曜日は除く

申込み・問合せ＝農林商工課 産業振興係 ☎76-5133

相談
無料

就労に不安を抱えている…
生活に不安を抱えている…

出張相談を実施します。まずはご相談を！

働いた経験がなく不安なかた、生活に不安を抱えているかた、失業しているかたなど、ひとりで悩まず、まずはご相談ください。埼玉県から委託を受けた専門の相談員と一緒に課題を整理し、相談内容に応じた問題の解決に向けたお手伝いをします。

どうぞお気軽にご相談ください。

【対象】 町内に在住しているかた
※生活保護を受給しているかたは、この制度の対象となりません。

【相談日】 12月17日(月)
(次回相談日 3月18日(月))

【時間】 午後1時30分～3時30分

【場所】 保健センター

【申込方法】 事前に電話で申込み

【申込受付時間】 月～金曜日
午前8時30分～午後5時（祝日・年末年始を除く）



問合せ＝アスポーツ相談支援センター埼玉北部
(埼玉県社会福祉協議会) ☎048-577-6883

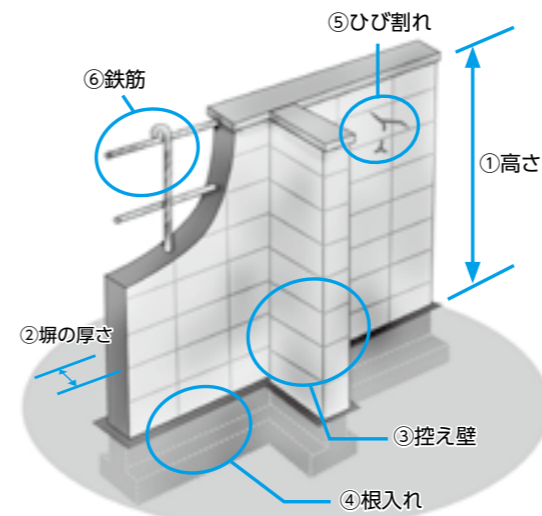
ブロック塀の安全点検を行いましょう!!

大阪府北部を震源とする地震では、塀の倒壊被害が発生しました。地震が起きたときの被害を未然に防ぐために、所有する塀の安全点検をお願いします。

道路に面したブロック塀が倒壊すると、通行人などに危害を与えるだけでなく、消火・救助・避難活動の妨げにつながります。危険性が確認された場合は付近を通る人への注意表示をし、改善をお願いします。

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

ブロック塀の点検のチェックポイント



- 1. 塀は高すぎないか
・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合15cm以上)
- 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)
・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか
・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
・塀に傾き、ひび割れはないか。
【専門家に相談しましょう】
- 6. 塀に鉄筋が入っているか
・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

- 組構造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合
- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
 - 2. 塀の厚さは十分か。
 - 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
 - 4. 基礎があるか。
 - 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。
【専門家に相談しましょう】
 - 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

出典：
パンフレット「地震からわが家を守る」
日本建築防災協会2013.1より一部改

問合せ＝建設水道課 建設環境係 ☎76-5134

建物を新築したり、取り壊したら届出を!!

固定資産税は、毎年1月1日現在の状況で課税されます。そのため、次のように使用状況が変更になった場合には、届け出をお願いします。

家屋を新築または増築した場合

平成31年1月1日までに家屋を新築・増築した場合は、平成31年度から課税対象となります。

現在、職員が固定資産評価額算定のため調査を行っていますので、家屋が未調査の場合はご連絡をお願いします。

家屋の用途、土地の使用状況を変更した場合

家屋、土地の使用状況によって課税額が変わる場合があります。使用状況を変更した場合、届け出をお願いします。

家屋の全部または一部を取り壊した場合

平成31年1月1日までに家屋を取り壊した場合には、平成31年度から課税対象外となりますので、「建物滅失届」の提出をお願いします。

なお、電子申請も受け付けていますので、美里町ホームページをご確認ください。

また、取り壊した家屋が登記されている場合は、法務局へ「建物滅失登記」の申請をしてください。

このほか、今年、固定資産の所有者が亡くなり、平成30年中に相続登記が完了しない場合は、「相続人代表者指定届出書」を必ず提出してください。

※各種届出の様式は、総務税務課 税務係窓口または美里町ホームページからダウンロードできます。

その他、ご不明な点があれば、お問い合わせください。

問合せ＝総務税務課 税務係 ☎76-5131